

平成 24 年 2 月 25 日

各位

会社名 アンジェス MG 株式会社
代表者 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 副社長執行役員 村山 正憲
電話番号 03-5730-2480

**「当社取締役に対する発明譲渡対価返還請求および特別損失の発生に関するお知らせ」の
取消しに関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 2 月 9 日付け取締役会において、当社取締役である森下竜一氏（住所：大阪府吹田市、以下、「森下氏」といいます。）との間で平成 23 年 10 月に締結した「発明に関する契約」を取消し、すでに支払い済み発明譲渡対価の返還を請求することを決議し、同日付にて、「当社取締役に対する発明譲渡対価返還請求および特別損失の発生に関するお知らせ」を公表しました。しかし、本日開催の当社取締役会において、「発明に関する契約」を取消しこの発明譲渡対価の返還を請求する、とした決議を取消すとともに、「当社取締役に対する発明譲渡対価返還請求および特別損失の発生に関するお知らせ」を取り消す事を決議いたしましたので、お知らせいたします。

それに伴い同日付にて開示いたしました平成 23 年 12 月期決算短信を訂正することといたしました。

なお株主・投資家の皆様ほか多くの関係者の皆様には混乱を生じさせ、また多大なご迷惑をおかけした事を深くお詫び申し上げます。前回の決議後、第三者からの法的な見解等を受け、再度取締役会の審議の結果、前回の決議の取り消しに至りました。ご迷惑をお掛けした皆様に改めて深くお詫びいたします。当社は、今回の事態に鑑み、以後このようなことのないように、ガバナンスの向上に引き続き努めてまいります。また、結果として森下取締役の名誉を大きく傷つけたことを深くお詫びいたします。当社は、医薬品開発を通じ、人類の福祉・健康向上に貢献することを目的として活動している会社であり、今後全社一体となって、より一層の研究開発活動に邁進し、株主・投資家及び関係者の皆様のご期待に応えてまいりたいと思っております。

記

発明譲渡対価返還請求の取消しについて

当社は、平成 23 年 10 月に当該森下氏より発明（発明の名称:HGF 遺伝子からなる医薬、およびこれに基づく優先権を主張した国内外の特許および特許出願、以下「本件発明」といいます。）について、発明者としての対価の支払いを受けたい旨の申し入れを受けました。

当社としては、当社の主力品であるコラテジェンにおける本件発明の重要性に鑑み、「発明に関する契約」を締結し、総額 75,000 千円（以下「本件対価」といいます。）の支払を実施いたしました。

その後、当社平成 23 年 12 月期決算におきまして平成 24 年 2 月に、製菓会社と森下氏の間で発明譲渡契約書が存在していたことが判明し、当社は、「発明に関する契約」に基づく対価支払いの前提条件となる同社との発明譲渡契約書の不存在という事由を欠くため、当該契約は無効であると判断し、支払い済みの本件対価について、2 月 9 日付け取締役会にて森下氏に対して本件対価の返還を求める方針を決議しました。又、平成 23 年 12 月期において取立不能又は遅延見込額 75,000 千円を貸倒引当金繰入額として特別損失に計上いたしました。

しかしながら、当社は当決議の妥当性について、再度、当社から独立した第三者である弁護士および公認会計士による調査を実施したところ、取締役会において返還請求を決議する前提となった、「発明に関する契約」が無効であるとの判断に関して、発明譲渡契約書が存在したことをもって「発明に関する契約」が無効とした判断は十分な根拠に基づくものであるとは言えず、平成 23 年 10 月の「発明に関する契約」が無効であるとは言えない、という結論が下されました。

当社は当調査による結論に基づき、森下氏に対する発明譲渡対価返還請求の取消しを行うとともに、会計処理を訂正し、貸倒引当金繰入額として特別損失に計上した 75,000 千円を特許料の支払として研究開発費として計上することとし、平成 23 年 12 月期決算短信を訂正する決議をいたしました。

以 上